

株式会社トーエネック 一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭を両立し、いきいきと活躍できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2018年4月1日～2023年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：時間外労働の削減および休暇取得の促進

<対策>

- ・ 部署毎の業務実態に応じた時間外労働削減目標・年次有給休暇取得目標の設定
- ・ 時間外労働削減・休暇取得に向けた具体的施策（部署毎に設定）のPDCAの確実な展開
- ・ 年度毎および、勤続年数に応じて付与する特別有給休暇の完全取得
- ・ イン트라ネット・社内報を活用した情報発信やポスターの掲示等、継続的な啓発活動の実施

(次世代育成支援対策推進法)